

暴力を受け、悩んでいるあなたへ

配偶者や恋人、パートナーであっても、あなたに暴力をふるうことは許されません。どんな理由であっても暴力はふるう方が悪いのです。

配偶者や恋人、パートナーから受ける暴力について相談することは勇気のいることですが、自分や子どもたちのために援助を求めることは、あなたにとって大切な権利です。決して自分を責めず、ひとりで悩まないで、まずは相談してください。

友人・知人からDVの相談を受けたら

ドメスティック・バイオレンスで悩んでいる人の心は、大変傷ついています。そんなとき「あなたにも何か原因があるのでは…」とか「相手の言い分も聞く必要があるのでは…」という言葉は、その人をさらに傷つけるだけでなく、せっかく勇気を出して始めた相談を、やめてしまう原因になります。

まずはその人の話をありのままに受け止めましょう。そしてこのリーフレットを渡して、相談窓口を紹介してください。

また、本人が相談できないときは、代わって連絡してください。

デートDVって、なんだろう？

結婚前の恋人間の暴力のことです。恋愛関係になった途端に、相手の態度が急に变化して、命令したり、監視したり、暴力をふるったり、そんな経験はありませんか？

男性でも女性でも被害にあうことがあります。

そして、暴力はだんだんにエスカレートし、ストーカー行為や暴行傷害につながることもあります。



相談窓口一覧

※特に記載のない限り祝日・年末年始は休み

■ 婦人相談員・母子父子自立支援員（子育て支援課）

★電話予約制 0422-45-1151 内線 2754
月～金曜日 午前9:00～午後5:00

■ 総合保健センター（健康推進課）

★電話相談 0422-45-1151 内線 4224～4228
月～金曜日 午前8:30～午後5:00

■ 子ども家庭支援センター・のびのびひろば

★電話相談 0422-40-5925
月～土曜日 午前8:30～午後7:00
★メール相談 <http://www.kosodate.mitaka.ne.jp/>
「相談する」にアクセスしてください。

■ こころの相談室（女性向け）（女性交流室）

★予約専用電話番号 0422-44-6600（相談・情報課）
月～金曜日 午前8:30～午後5:00

■ こころの相談ダイヤル（相談員直通）

★電話相談 0422-29-9864
第2火曜日 午後2:00～4:00
第4火曜日 午後6:00～8:00

■ 東京ウィメンズプラザ

★電話相談 03-5467-2455（面接相談などの予約受付も可）
年末年始を除く毎日 午前9:00～午後9:00

■ 東京都女性相談センター

★電話相談 03-5261-3110
月～金曜日 午前9:00～午後8:00

■ 東京都女性相談センター多摩支所

★電話相談 042-522-4232
月～金曜日 午前9:00～午後4:00

■ 杉並児童相談所

★電話相談 03-5370-6001
月～金曜日 午前9:00～午後5:00

■ 警視庁総合相談センター

★電話相談 03-3501-0110
月～金曜日 午前8:30～午後5:15
最寄りの警察署の生活安全課でも相談できます。

■ 犯罪被害者ホットライン

★電話相談 03-3597-7830
月～金曜日 午前8:30～午後5:15

■ 警察（事件発生時）110番

■ 東京都女性相談センター

★電話相談 03-5261-3911
（夜間・休日の緊急の場合）

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

配偶者や恋人、パートナーからの暴力に



悩んでいませんか

ドメスティック・バイオレンス＝DV
（Domestic Violence）で悩んでいたら、
まず相談してください。
あなたをお手伝いできる場所があります。

「ドメスティック・バイオレンス(DV)とは…」

ドメスティック・バイオレンスは英語の「Domestic Violence」をカタカナで表したもので、DVと略されることがあります。

配偶者や恋人、パートナー間の暴力を指し、多くの場合、被害者は女性ですが、男性が被害者となることもあり、男女の別を問いません。

暴力は「なぐる」「ける」といった身体的なものに限らず、精神的なものや性的なものも含まれます。多くの場合、これらが複雑に絡み合い、繰り返し行われるという特徴があります。

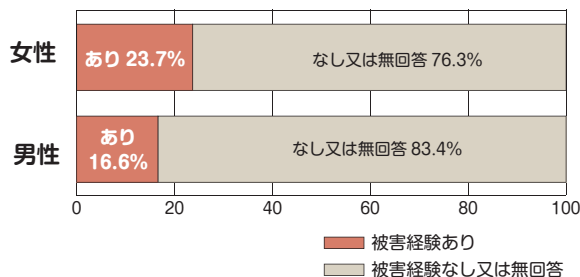


身近な問題…DV!

『DVは特別なもの』と考えている人も多いのではないのでしょうか？

しかし、DVは私たちの身近に起こっている問題です。内閣府の全国調査では、**女性の4人に1人、男性の6人に1人**が、配偶者から被害を受けたことがあると回答しています。

配偶者からの被害経験の有無



資料出所：「平成26年度男女間における暴力に関する調査」(内閣府)

ひとりで悩まないで相談してください

身体的暴力

なぐる、けるのほか、平手でうつ、物をなげる、首をしめる、髪をひっぱるなど

精神的暴力

脅す、ののしる、無視する、見下す、大事なものを捨てる・壊すなど

性的暴力

性行為を強要する、中絶を強要する、避妊に協力しないなど

社会的暴力

手紙・メール、電話、行動を監視する、付き合い・社会活動を制限するなど

「なぐる」「ける」だけが暴力ではありません。

経済的暴力

生活費を渡さない、借金を重ねる、外で働くことを妨害するなど

子どものいる家庭での暴力

子どもの前で暴力をふるったり、非難・中傷する、子どもを危険な目にあわせるなど

DV 被害者支援の流れ

相談したい、加害者がいないところへ逃れたい

加害者を引き離してほしい

〈緊急時〉

警察

- 暴力の防止
- 被害者の保護

三鷹市相談窓口

(全般)

■婦人相談員・母子父子自立支援員

(子どもの相談)

■総合保健センター
■子ども家庭支援センター
のびのびひろば

(カウンセリング)

■こころの相談室(女性向け)
■こころの相談ダイヤル

- 相談受付
- 自立支援

東京都配偶者暴力相談支援センター

■東京ウィメンズプラザ

■東京都女性相談センター

- 相談受付
- 自立支援
- DV関係証明書の発行
- 保護命令制度の情報提供

保護命令の申立て

※手続きについては、三鷹市婦人相談員、東京都配偶者暴力相談支援センター又は警察にご相談ください。

地方裁判所

保護命令発令

- 接近禁止命令
- 退去命令

加害者

一時保護